競争入札における最低制限価格制度について

神石高原町では,「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」を踏まえ，ダンピング受注の防止を徹底し，工事・業務の品質を確保するため，競争入札に付する建設工事，測量・建設コンサルタント等業務に最低制限価格制度を適用します。

○建設工事の競争入札における最低制限価格制度

【対象工事】

競争入札の方法により行う（随意契約によるものを除く）予定価格 130 万円(税込)を超える建設工事

【算定方法】

1　予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に，100 分の 110 を乗じて得た額とする。ただし、その額が，予定価格に１０分の 9.2 を乗じて得た額を超える場合にあっては１０分の 9.2 を乗じて得た額とし、予定価格に１０分の 7.5 を乗じて得た額に満たない場合にあっては１０分の 7.5 を乗じて得た額とする。

① 直接工事費の額に１０分の 9.7 を乗じて得た額

② 共通仮設費の額に１０分の９を乗じて得た額

③ 現場管理費の額に１０分の９を乗じて得た額

④ 一般管理費等の額に１０分の 6.8 を乗じて得た額

2　特別なものについては、1 にかかわらず、契約ごとに１０分の 7.5 から１０分の 9.2 までの範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額とする。

【適用時期】

令和４年４月１日以降に公告又は指名通知を行う競争入札案件より

○測量・建設コンサルタント等業務の競争入札における最低制限価格制度

【対象業務】

競争入札の方法により行う（随意契約によるものを除く）予定価格 50 万円(税込)を超える業務

【算定方法】

1　次の表業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額に、100 分の 110 を乗じて得た額とする。ただし、測量業務に係る契約については、その額が 10 分の 8.2 を超える場合にあっては 10 分の 8.2 と、10 分の６に満たない場合にあっては 10 分の６とするものとし、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務に係る契約については、その額が 10 分の８を超える場合にあっては 10 分の８と、10 分の６に満たない場合にあっては 10 分の６とするものとし、地質調査業務に係る契約については、その額が 10 分の 8.5 を超える場合にあっては 10 分の 8.5 と、３分の２に満たない場合にあっては３分の２とするものとする。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額	－
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に 10 分の６を乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の６を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の９を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に 10 分の９を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に 10 分の８を乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の９を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 4.5 を乗じて得た額

２　特別なものについては、１の算定方法にかかわらず 10 分の６から 10 分の８まで（測量業務にあっては 10 分の６から 10 分の 8.2 まで、地質調査業務にあっては３分の２から 10 分の 8.5 まで）の範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額とする。

【適用時期】

令和４年 10 月１日以降に公告又は指名通知を行う競争入札案件より

問い合わせ先
〒720-1522
広島県神石郡神石高原町小畠 1701 番地
神石高原町役場　総務課　行政改革推進係
TEL：0847－89－3330　FAX：0847－85－3394